

不活化ポリオワクチンについて

～予防接種に欠かせない情報です。必ずお読みください～

1. 病気の説明

ポリオはポリオウイルスの感染によって生じる感染症です。感染者のほとんどは症状がでないまま、免疫を獲得できるとされていますが、感染者の約5～10%は夏かぜ症候群と呼ばれる軽症の上気道炎、胃腸炎症状を呈することがあり、また1,000人～2,000人に1人の割合でマヒが生じ、一部の感染者は永久にマヒが残るとされています。

ポリオウイルスの宿主はヒトだけで、他の動物への感染はなく、媒介生物も存在しません。感染はヒトからヒトへの伝播のみで、感染経路は、糞便中に排泄されたウイルスが経口又は咽頭から生体に侵入し、腸内でウイルスが増殖することで感染します。感染から発症までの潜伏期間は4～35日（平均15日）とされています。

腸内で増殖したウイルスが脊髄の一部に入り込むことで、主に手や足にマヒが現れ、場合によっては永久にマヒが残ったり、呼吸不全を起こし死に至ることもあります。

2. 接種について

不活化ポリオワクチンを使用し、合計4回皮下に接種します。

生後2カ月から7歳6カ月未満の方が対象です。標準的接種スケジュールは、生後2カ月～1歳までの間に20日以上（標準的には20～56日）の間隔をあけて初回接種3回を行い、追加接種として初回接種（3回目終了）終了後、12～18か月の間隔をあけて1回接種します。

日本では、平成24年9月よりそれまで使用されていた経口生ポリオワクチンに変わり、不活化ポリオワクチンが導入されています。経口生ポリオは全2回で接種が完了でしたが、不活化ポリオは全4回接種となっております。経口生ポリオワクチンを1回接種している場合は、不活化ポリオワクチンを3回接種することができます。

3. 不活化ポリオワクチンの副反応

不活化ポリオワクチンの添付文書によると、国内臨床試験における接種後7日間の特定反応（注射部位及び全身）は、74名中71名に見られており、注射部位の副反応として、疼痛（18.9%）、紅斑（77.0%）、腫脹（54.1%）が主なものとして挙げられています。また、全身症状として発熱（33.8%）、傾眠状態（35.1%）、易刺激性（41.9%）などが報告されています。

重い副反応として、非常にまれですが、海外で次のような副反応が報告されていません。

(1) ショック・アナフィラキシー様症状、(2) けいれん

このワクチンは、製造工程に、ウシ成分（米国産、カナダ産及びオーストラリア産のウシ血清）が使用されていますが、このワクチンの接種が原因でTSE（伝達性海綿状脳症）にかかったという報告は1例もありません。したがって、理論上のリスクは否定できないものの、本剤接種によるTSE伝播のリスクは極めて小さいと考えられています。

4. 予防接種を受けに行く前に（一般的注意事項）

予防接種は体調のよい時に接種を受けるのが原則です。日頃からお子さんの体質・体調等の健康状態によく気を配って下さい。何か気になることがあれば、かかりつけの医師や保健センターにご相談ください。安全に予防接種を受けられるよう、以下の注意事項を確認したうえで、予防接種を受けるかどうかご判断ください。

- ①接種当日はお子さんの状態をよく観察し、普段と変わったところがないことを確認してください。体調が悪いと思ったら、かかりつけ医に相談のうえ接種の判断をして下さい。
- ②受ける予定の予防接種について、通知や説明等をよく読んで、必要性や副反応についてよく理解して下さい。わからないことは、接種を受ける前に接種医に質問しましょう。
- ③**母子健康手帳は必ず持っていきましょう。**
- ④予診票は接種する医師への大切な情報です。責任をもってしっかり記入ください。
- ⑤医療機関へはお子さんの日頃の健康状態をよく知っている保護者の方が連れて行って下さい。

予防接種は、予防接種の効果や副反応などについて理解した上で、接種に同意したときに限り、接種が行われます。

5. 予防接種を受けることができない人

- ①明らかに発熱（通常 37.5℃以上をいいます）をしている方
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ③当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方
- ④明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する場合、及び免疫抑制を来す治療を受けている場合
- ⑤その他、医師が接種は不適当な状態と判断した場合

6. 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- ①予防接種を受けたあと 30 分程度は、医療機関でお子さんの様子を観察するか、医師とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。急な副反応が、この間に起こることがまれにあります。
- ②接種後、1 週間は副反応の出現に注意して下さい。
- ③接種部位を清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。
- ④当日ははげしい運動はさけましょう。
- ⑤接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

7. 予防接種による健康被害救済制度について

- 定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関で治療が必要になった場合、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。
 - 健康被害の程度に応じて、医療費、医療手当、障害時養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められて金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する、または障害が治癒する期間まで支給されます。
 - 健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。
 - 予防接種法に基づく定期の予防接種として定められた期間を外れて接種を希望する場合、予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療総合機構法に基づく救済を受けることとなりますが、予防接種法と比べて救済の対象、額等が異なります。
- ※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、保健所、福生市保健センターへご相談ください。